

小規模多機能型居宅介護サービス

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(米沢市指定 第 0690400072 号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 菊地組 |
| (2) 法人所在地 | 米沢市直江町 2-30 |
| (3) 電話番号 | 0238-22-6288 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 菊地 正規 |
| (5) 設立月日 | 昭和 44 年 1 月 18 日 |

2. 事業者の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所
平成 20 年 6 月 1 日指定 米沢市第 0690400072 号 |
| (2) 事業所の目的 | 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 小規模多機能型居宅介護事業所 やまぼうし |
| (4) 事業所の所在地 | 米沢市直江町 2-35 |
| (5) 電話番号 | 0238-22-6500 |
| (6) 管理者 | 山川 智子 |
| (7) 事業所の運営方針 | 「通い」機能を中心に利用者の 24 時間の生活を支え、必要に応じて「宿泊」機能や「訪問」機能を行う事で在宅生活の継続を確保します。
さらに支援するすべてにおいて、利用される一人ひとりが望む地域での暮らし方を尊重し、必要に応じて自らの持つ機能を柔軟に生かしながらサービスを提供し利用者が築いてきた地域や家族との関係に配慮していきます。 |
| (8) 開設年月 | 平成 20 年 6 月 |

- (9) 登録定員 29人
 (通いサービス定員 18名 宿泊サービス定員 9人)
 (訪問サービス要員 1名)
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意していますが
 宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。

居室・設備の種類		室数	備 考
宿泊室	個室	9室	採光・換気・防災に配慮した。
居 間		合わせての面積が 195.49 m ² の広さなので 食堂だけでなく、行事等に使用できる。	
食 堂			
浴 室		座って利用できる風呂を設備した。	
便 所		車椅子からでも利用できるよう手摺を設置	
洗面所		車椅子からでも利用できる高さを考慮	
消防設備		消火器・誘導灯・自動火災報知機・火災通報 装置・スプリンクラーを設置	

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

米沢市内

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで
訪問サービス	随時
宿泊サービス	午後 5 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(職員の配置については、指定基準を遵守しています)

従業者の職種	職務の内容
1. 管理者	事業所内調整
2. 介護支援専門員	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員	健康チェック等の医療業務

主な種類の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
介護職員	勤務時間 早番；7；30～16；30 日勤；8；00～17；00 遅番；10；30～19；30 準夜；15；00～00；00 夜勤；00；00～9；00 准日勤；9；30～18；30
管理者・介護支援専門員 看護職員等	勤務時間 8時30分～17時30分

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対し以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割から7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割から3割となります。以下ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについてはご契約者と協議のうえ、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③ 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ご契約者様の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者様の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・電気・ガスを含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供に当たって、次の行為はいたしません。

① 医療行為

② ご契約者様もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③ 飲酒及びご契約者様もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④ ご契約者様もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤ その他ご契約者様もしくは家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>

- ・通い、訪問、宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額
利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービスを利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者様の要介護度に応じて異なります）

1ヶ月あたり

※1割負担の場合

(1) 同一建物外に居住する場合

(2) 同一建物内に居住する場合

介護度	サービス利用料金	自己負担額	介護度	サービス利用料金	自己負担額
要支援1	34,500円	3,450円	要支援1	31,090円	3,109円
要支援2	69,720円	6,972円	要支援2	62,810円	6,281円
要介護1	104,580円	10,458円	要介護1	94,230円	9,423円
要介護2	153,700円	15,370円	要介護2	138,490円	13,849円
要介護3	223,590円	22,359円	要介護3	201,440円	20,144円
要介護4	246,770円	24,677円	要介護4	222,330円	22,233円
要介護5	272,090円	27,209円	要介護5	245,160円	24,516円

※2割負担の場合

(1) 同一建物外に居住する場合

(2) 同一建物内に居住する場合

介護度	サービス利用料金	自己負担額	介護度	サービス利用料金	自己負担額
要支援1	69,000円	6,900円	要支援1	62,180円	6,218円
要支援2	139,440円	13,944円	要支援2	125,620円	12,562円
要介護1	209,160円	20,916円	要介護1	188,460円	18,846円
要介護2	307,400円	30,740円	要介護2	276,980円	27,698円
要介護3	447,180円	44,718円	要介護3	402,880円	40,288円
要介護4	493,540円	49,354円	要介護4	444,660円	44,466円
要介護5	544,180円	54,418円	要介護5	490,320円	49,032円

※3割負担の場合

(1) 同一建物外に居住する場合

(2) 同一建物内に居住する場合

介護度	サービス利用料金	自己負担額	介護度	サービス利用料金	自己負担額
要支援1	103,140円	10,350円	要支援1	93,270円	9,327円
要支援2	208,440円	20,916円	要支援2	188,430円	18,843円
要介護1	312,690円	31,374円	要介護1	282,690円	28,269円
要介護2	459,540円	46,110円	要介護2	415,470円	41,547円
要介護3	668,490円	67,077円	要介護3	604,320円	60,432円
要介護4	737,490円	74,031円	要介護4	666,990円	66,699円
要介護5	813,510円	81,627円	要介護5	735,480円	73,548円

○月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割での割引または増額はいたしません。

○月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払していただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を差します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

○償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○ご契約者に提供する食事および宿泊に係る費用は別途頂きます。(下記(2)ア及びイ参照)

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

○短期利用居宅介護費

在宅高齢者（認知症の疾患をお持ちの方を含む）の緊急時の宿泊に対応できるよう、事業所の登録定員に空きがあること等を要件とする登録者以外の短期利用について、登録者のサービス提供に支障がない事を前提に、宿泊室に空きがある場合には利用することが出来ます。

介護度	短期利用居宅介護費
要支援1	424 単位
要支援2	531 単位
要介護1	572 単位
要介護2	640 単位
要介護3	709 単位
要介護4	777 単位
要介護5	843 単位

イ 加算

○小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日間初期加算として1日300円加算されます。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

(利用者負担は1日30円となり30日間で900円となります。) 【初期加算】

○介護従事者のうち、介護福祉士が70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている場合に「サービス提供体制強化加算Ⅰ」として1か月7,500円が加算されます。

(利用者負担は1ヶ月750円となります。) 【サービス提供体制強化加算Ⅰ】

- 常勤の「正・准看護師」を1名以上いずれか配置している場合には、1か月900単位（正看護師配置）若しくは1か月700単位（准看護師配置）が加算されます。
（利用者負担は1ヵ月700円か900円となります。） 【看護職員配置加算Ⅰ・Ⅱ】
- 介護を必要とする認知症の高齢者の「日常生活自立度Ⅲ以上」の方に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合「認知症加算Ⅰ」として1ヵ月7,600円が加算されます。
（利用者負担は1ヵ月760円となります。） 【認知症加算Ⅲ】
- 要介護2に該当し、認知症の高齢者の「日常生活自立度Ⅱ認知症の利用者「日常生活自立度Ⅱ」に該当する方に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合「認知症加算Ⅱ」として1ヵ月4,600円が加算されます。
（利用者負担は1ヵ月460円となります。） 【認知症加算Ⅳ】
- 所定単位数の1,000分の106に相当する単位数の負担割合に応じて1割から3割が加算されます。
【介護職員処遇改善加算Ⅳ】
- 利用者様の心身の状況、環境の変化に応じて随時介護支援専門員、看護職、介護職その他関係者が協同し計画の見直し・評価を行っている場合に1か月8,000円が加算されます。
（利用者負担は1ヵ月800円となります。） 【総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）】
- 厚生労働大臣が定める中山間地域に所在する事業所が、サービス提供を行った場合に、所定単位数の1か月100分の10に相当する単位数の負担割合に応じて1割から3割が加算されます。（該当地区：米沢市全域）
【中山間地域等における小規模事業所加算】
- 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合に利用を開始した日から起算して7日間を限度として2,000円が加算されます。
（利用者負担は1日200円となります。） 【認知症行動・心理症状緊急対応加算】

(2) 介護保険の給付対象とはならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要>

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金： 朝食：378円 昼食：594円 夕食540円

イ おやつ提供（おやつ代）

ご契約者に提供するおやつに要する費用です。

料金： 一日 216円

ウ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金： 一泊 2,420円

エ 通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する交通費に通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費です。

キロ毎の金額は別紙添付

オ おむつ代

実費

カ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

料金：材料代等の実費をいただきます。

キ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金： 一枚につき 11円

ク テレビ等の使用料

ご契約者様の希望により居室にてテレビ等をご使用いただけます。

料金： 1日につき 33円

ケ 電気毛布使用料

ご契約者様の希望により居室にて電気毛布をご使用いただけます。

料金： 1日につき 77円

コ 預り金（別紙に定める）

○経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更の事由について、変更を行う2ヵ月までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月10日までにお支払いください。

- ① 事業所での現金支払い
- ② 銀行振り込み
- ③ 自動口座引き落とし（荘内銀行）

【銀行振込の場合】

荘内銀行	米沢中央支店	普通預金
口座番号	137782	口座名義 やまぼうし株式会社菊地組

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、または宿泊サービスを組み合わせることで介護を提供するものです。
- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービス利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- 5.（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用の為、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、5.（2）の介護保険対象外のサービスについては利用日の5日前までに利用中止の申し出があれば料金は無料とさせていただきます。それ以外につきましては取消料として下記の料金をいただきます。

5日前までに中止の申し出があった場合（食事）	無 料
上記以外	実費を頂きます

- サービス利用の変更・追加・申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 山川 智子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

※当事業所以外にも苦情受付窓口があります。

米沢市役所 高齢福祉課	所在地 電話番号 受付時間	米沢市金池5丁目5-25 0238-22-5111 内線(3701) 午前8時30分～午後5時まで
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	寒河江市大字寒河江字久保5番地 0237-87-8000 午後9時～午前4時まで
山形県県社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	山形市小白川町2丁目3-30 023-622-2730 午前9時～午後4時まで

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容について評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員
小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備え以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備します。

〈協力医療機関・施設〉

協力医療機関

※米沢市立病院 米沢市相生町 6-36
TEL 0238-22-2450

※三友堂病院 米沢市福田町 2 丁目 1-55
TEL 0238-24-3700

※しおいクリニック 米沢市塩井町塩野 2097
院 長 鈴木 正 人
診療科 外科 内科 胃腸科 肛門科 皮膚科
TEL 0238-21-2276

※平間歯科医院 米沢市城西 4 丁目 1-26
院 長 平 間 和 広
診療科 歯科
TEL 0238-23-8148

協力施設

※社会福祉法人敬友会特別養護老人ホーム おいたまの郷
米沢市下新田 28
TEL 0238-37-7788

9. 非常災害時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年 2 回、契約者も参加して行います。

米沢消防署への届け日：平成 20 年 8 月 8 日

防火管理者：佐藤 八郎

〈消火用設備〉 * 建物の状況に合わせて、必要な消防用設備が整備されていることを記載してください。

- ・自動火災報知機 ・非常通報装置 ・スプリンクラー
- ・非常用照明 ・誘導灯 ・消火器

〈地震、大水等災害発生時の対応〉

* 自治体の地域防災計画との関係も考慮しながら記載することが考えられます。

10. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の判断で管理して下さい。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護事業所 やまぼうし
説明者職名 管理者 氏名 山川 智子

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。
利用者氏名

附則 この重要事項説明書は平成 20 年 6 月より施行する。

平成 21 年 6 月 1 日変更	平成 27 年 8 月 1 日変更	令和 6 年 4 月 15 日変更
平成 21 年 8 月 1 日変更	平成 28 年 8 月 1 日変更	令和 6 年 5 月 21 日変更
平成 23 年 8 月 15 日変更	令和元年 6 月 24 日変更	
平成 24 年 4 月 1 日変更	令和元年 7 月 1 日変更	
平成 25 年 3 月 7 日変更	令和元年 10 月 1 日変更	
平成 25 年 4 月 16 日変更	令和 3 年 4 月 1 日変更	
平成 26 年 4 月 1 日変更	令和 3 年 10 月 1 日変更	
平成 26 年 9 月 1 日変更	令和 4 年 7 月 1 日変更	
平成 27 年 4 月 1 日変更	令和 5 年 4 月 21 日変更	
平成 27 年 5 月 1 日変更	令和 6 年 4 月 1 日変更	

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第 34 号（平成 18 年 3 月 14 日）第 88 条により準用する第 9 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。